

## 1 障がい者の現状（人）（平成23年3月31日現在）

【身体障がい者数（身体障害者手帳所持者数）】

級	総数	0～5歳	6～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳～
1	988	5	8	5	6	15	34	39	105	82	689
2	532	0	5	1	0	5	14	25	52	62	368
3	438	2	0	0	1	2	12	19	37	37	328
4	536	2	3	2	2	1	9	25	54	46	392
5	179	0	0	1	0	2	3	14	22	18	119
6	245	0	0	0	0	1	10	7	14	20	193
計	2,918	9	16	9	9	26	82	129	284	265	2,089

【知的障がい者数（療育手帳所持者数）】

級	総数	0～17歳	18～64歳	65歳～
A	203	33	149	21
B	355	45	287	23
計	558	78	436	44

【精神障がい者の受療状況】

区分	計
入院患者数	150
通院患者数	675
合計	825

【精神障害者保健福祉手帳所持状況】

級	計
1	79
2	153
3	54
合計	286

## 2 地域の課題と今後の方向性

## (1) 地域の課題

- 市町村が共同で地域自立支援協議会を設置し、部会運営等をとおして、市町村や障害福祉サービス事業所等の関係者間の情報共有・連携が進んでいますが、制度改正等の新たな課題に対応するため、今後とも地域自立支援協議会を中心とした取組みを一層強化する必要があります。
- 障がい福祉サービスについては、入所施設や精神科病院の周辺に居住の場となるグループホーム・ケアホーム、日中活動の場としての生活介護などのサービスが集中しているなど、サービスの偏在もみられ、全ての障がい者が希望する地域で利用できる状況までにはありません。
- 就労についてみると、地域の経済・雇用情勢は厳しい状況が続いており、地域において安定した生活を営むことができるようにするには、就労継続支援事業所等における更なる工賃水準の向上と、障がい者の就労ニーズに応じた多様な就労機会の確保が求められています。
- 地域生活、就労、社会参加等の支援にあたり、市町村が共同で相談支援体制を構築しており、相談支援事業所や関係機関等の相互連携や分担体制などは年々整備されてきていますが、発達障害や高次脳機能障害等に関する相談が増加していることなどから、多様な相談ニーズに対応した相談支援体制の一層の充実が求められています。
- 地域で生活する障がい者を経済的なトラブルや犯罪から守るとともに、判断能力が不十分であっても障がい者が自立した生活を営むことができるよう、福祉サービスの利用援助や権利擁護に関する取組みを充実する必要があります。

## (2) 今後の方向性

### ア 障がい福祉サービスの充実による支援体制の整備

- 地域自立支援協議会を中心に、サービス需要や地域移行希望などの障がい者の個別の希望をもとに具体的に検討し、圏域全体の均衡に配慮し効率的にサービス提供できるよう計画的なサービス資源の確保に努めます。  
特に、地域生活への移行を希望する障がい者の居住の場としてグループホーム・ケアホームの拡充に努めます。
- 障がいの程度や種別にかかわらず、地域で自立して生活できるよう、生活介護、機能訓練、生活訓練など多様な日中活動の場の確保に努めます。

### イ 多様な就労機会の確保

- 一般就労を促進するため、障がい者就業・生活支援センターの活動と地域自立支援協議会就労・日中活動部会との連携を強化するとともに、就業支援ネットワーク会議の開催等を通じて公共職業安定所、障害者職業センター、特別支援学校、職業訓練機関、地域産業団体等の参加協力を得て、職場開拓、職場定着、就労と生活に関する支援の充実に取り組みます。
- 就労継続支援事業所等を利用する障がい者の経済的な安定を図るため、工賃引き上げ計画策定等の工賃アップに向けた取り組みを支援します。また、合同販売会の開催等とおして、障害福祉サービス事業所等の生産品を販売する機会を増やすほか、販路を拡大する取り組みを支援します。
- これまで農業請負就労の取り組みに一定の成果が上げられていることを参考に、地域の産業と連携した就労機会の確保に努めます。また、作業能力や障害程度にかかわらず、多くの障がい者が働くことができるよう、新たな視点で多様な就労形態創出への取り組みを支援します。

### ウ 障がい者の自立生活支援

障がい者の権利が尊重され、地域で安心して暮らすことができるよう、障がい者に対する不利益な取扱いの解消や虐待の防止に関する啓発活動に務めるとともに、関係団体等と連携して障がいに対する理解の促進や、成年後見制度を含む障がい者の権利擁護、福祉サービスの利用援助に関する相談体制の整備や法人後見団体の育成支援に努めます。

### エ 相談支援体制の整備

相談支援事業者や障がい福祉サービス事業所の連携による公的なサービスだけでなく、民生委員、障がい者相談員等、地域生活を支える多様な関係者間の協力・連携体制を一層強化し、ケアマネジメント体制の充実を支援します。

また、質の高いサービスを維持向上するため、市町村や障がい福祉サービス事業所の職員等に対し、積極的な研修機会の活用を周知するとともに、ケアマネジメント技量向上のための研修を実施するなどにより援助技術の向上を図ります。

### オ 障がい児の療育支援体制の整備

発達上の問題を抱える子どもやその家族を支援するため、地域療育支援ネットワーク機能の充実、早期療育の場の拡充など、療育支援体制の整備を支援します。

### 3 地域移行と一般就労移行の数値目標

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
平成18年7月1日時点の入所者数(A)	185人	圏域内からの施設利用者のうち、平成18年7月1日現在(第1期計画策定時)の障害(児)者施設入所者数
平成26年度末の入所者数(B)	145人	平成26年度末時点の入所施設の利用人員
【目標値】削減見込(A) - (B)	40人	差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数	83人	平成18年度から平成26年度までに地域移行する者の人数

#### (2) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値	内容
現在の年間一般就労移行者	1人	圏域内からの福祉施設利用者のうち、平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成26年度の年間一般就労移行者数	16人	圏域内からの福祉施設利用者のうち、平成26年度において施設を退所し、一般就労する者の数
平成26年度末の福祉施設利用者数	511人	平成26年度において福祉施設を利用する者の数
【目標値】平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数	14人	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者	29人	平成26年度末において就労継続支援(A型)事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援(B型)事業の利用者	221人	平成26年度末において就労継続支援(B型)事業を利用する者の数
【目標値】平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者の割合	11.6%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援(A型)事業を利用する者の割合
【目標値】障がい者就業・生活支援センター事業の支援対象者数	16人	圏域内からの福祉施設入所者で、平成26年度に一般就労へ移行する者のうち、障がい者就業・生活支援センター事業の支援対象者数
【目標値】障がい者就業・生活支援センターの設置か所数	1か所	平成26年度における障がい者就業・生活支援センターの設置か所数

4 各年度の障がい福祉サービス又は指定相談支援事業の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

※サービス見込量は、圏域内市町村の見込量の合計です。

(1) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見込量	利用者数	76	85	94
	時間分	859	991	1,128	
事業の実施に関する考え方	地域移行がすすみ、地域生活者が増えることから、需要が増えることが見込まれます。身近なところでサービスが受けられるよう、全市町村での事業実施を継続するとともに、重い障がいがある方も安心して地域で生活できるよう、適切な対応に努めます。				
見込量確保のための方策	既存のサービス事業者の利用者拡充や現在事業未実施のサービス事業者に対し、事業実施を促進します。 なお、新たに必要となるサービス提供事業所はありません。				

(2) 生活介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見込量	利用者数	222	230	239
	人日分	4,676	4,850	5,047	
事業の実施に関する考え方	旧体系施設の新体系移行や特別支援学校卒業生等の新規申請や介護者負担軽減のための新規申請もみられ、需要が増えることが見込まれるので、適切な対応に努めます。				
見込量確保のための方策	既存のサービス事業者の定員拡充や新規サービス事業者の参入を促進し、サービス確保に努めます。 なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、2事業所です。				

※ 単位について (人日分)

人日分 = 「月間の利用人員」 × 「1人1月当たりの平均利用日数」を表しています。

(3) 自立訓練 (機能訓練)

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見込量	利用者数	2	3	3
	人日分	28	33	33	
事業の実施に関する考え方	病院退院後、地域での生活を希望する方のリハビリの需要が増えてきていますが、二戸圏域に事業者がない状態です。				
見込量確保のための方策	現在、他の圏域のサービスを利用していることから、新規サービス事業者の参入を促進し、サービス確保に努めます。 なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、1事業所です。				

(4) 自立訓練（生活訓練）

サービス見込量 （月間量）	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	5	5	5
		人日分	78	78	78
事業の実施に 関する考え方	特別支援学校卒業生や地域移行者の新たな利用により、日常生活能力を向上するための支援の場として、需要が増えることが見込まれるので、適切な対応に努めます。				
見込量確保の ための方策	既存のサービス事業者の定員拡充を促進し、サービス確保に努めます。 なお、新たに必要となるサービス提供事業所は、ありません。				

(5) 就労移行支援

サービス見込量 （月間量）	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	13	15	14
		人日分	281	326	314
事業の実施に 関する考え方	働く希望がある方が就労に向けた訓練の場として、需要が増えることが見込まれるので、適切な対応に努めます。				
見込量確保の ための方策	既存のサービス事業者の定員拡充や新規サービスの参入を促進し、サービス確保に努めます。 なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、ありません。				

(6) 就労継続支援（A型）

サービス見込量 （月間量）	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	21	25	29
		人日分	485	578	671
事業の実施に 関する考え方	特別支援学校卒業生や地域移行者の新たな利用の他、就労継続支援B型からの利用移行により、働く希望がある方の日中活動の場として、需要が増えることが見込まれるので、適切な対応に努めます。				
見込量確保の ための方策	既存のサービス事業者の定員拡充や新規サービスの参入を促進し、サービス確保に努めます。 なお、新たに必要となるサービス提供事業所数はありません。				

(7) 就労継続支援（B型）

サービス見込量 （月間量）	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	205	212	221
		人日分	4,201	4,347	4,538
事業の実施に 関する考え方	特別支援学校卒業生や地域移行者の新たな利用の他、旧体系施設の新体系への移行により、働く希望がある方の日中活動の場として、需要が増えることが見込まれるので、適切な対応に努めます。				
見込量確保の ための方策	既存のサービス事業者の定員拡充や新規サービスの参入を促進し、サービス確保に努めます。 なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、2事業所です。				

## (8) 療養介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	13	13	13
		人 分	13	13	13
事業の実施に 関する考え方	新たな利用により、医療と介護を必要とする方の訓練や支援の場として、需要が増えることが見込まれますが、二戸圏域に事業者がない状態です。				
見込量確保の ための方策	現在、他圏域のサービスを利用しており、今後も二戸圏域ではサービス確保が難しい状況のため、他の圏域のサービスを活用します。 なお、新たに必要となるサービス提供事業所はありません。				

## (9) 短期入所

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	31	34	37
		人日分	241	269	297
事業の実施に 関する考え方	地域移行がすすみ、地域生活者が増えることや介護者の負担軽減のための新たな利用もみられ、需要が増えることが見込まれるので、適切な対応に努めます。				
見込量確保の ための方策	入所施設の設定員拡充を促進し、サービス確保に努めます。 なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、1事業所です。				

## (10) 共同生活援助・介護

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	135	144	153
		人 分	135	144	153
事業の実施に 関する考え方	希望する地域で生活できるよう、全市町村での事業実施を推進します。				
見込量確保の ための方策	既存サービスの事業者の設定員拡充や新規サービス事業者の参入を促進し、サービス確保に努めます。 なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、2事業所です。				

## (11) 施設入所支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	145	147	147
		人 分	145	147	147
事業の実施に 関する考え方	地域移行が進む一方で、障がい者の高齢化等により、現在の体制を維持する必要があるため、適切な対応に努めます。				
見込量確保の ための方策	サービスニーズに合った見込み量の確保に努めます。 なお、新たに必要となるサービス提供事業所は、ありません。				

## (12) 計画相談支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	48	54	61
		人 分	48	54	61
事業の実施に 関する考え方	平成24年4月1日の法改正により相談支援体制が見直され、サービス等利用計画の対象者が大幅に拡大されることから、相談支援事業者の業務量を考慮しながら体制整備に努めます。				
見込量確保の ための方策	サービス等利用計画の作成は必要性の高い人から優先的に進めるとともに、相談支援従事者の計画的養成や資質の向上を支援しながら、相談支援提供体制の量的拡大に努めます。 なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、3事業所です。				

## (13) 地域移行支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	14	12	12
		人 分	14	12	12
事業の実施に 関する考え方	平成24年4月1日の法改正により相談支援体制が見直され、障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者の地域移行を推進するための相談支援体制の整備に努めます。				
見込量確保の ための方策	相談支援事業者等関係機関における連携強化や地域移行の課題整理を行い必要な人がサービスを利用できるよう、サービスの確保に努めていきます。 なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、1事業所です。				

## (14) 地域定着支援

サービス見込量 (月間量)	年 度		24年度	25年度	26年度
	見 込 量	利用者数	0	2	3
		人 分	0	2	3
事業の実施に 関する考え方	平成24年4月1日の法改正により相談支援体制が見直され、居宅において単身生活する障害者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の体制整備に努めます。				
見込量確保の ための方策	相談支援事業者等関係機関における連携強化や地域移行の課題整理を行い必要な人がサービスを利用できるよう、サービスの確保に努めていきます。 なお、新たに必要となるサービス提供事業所数は、1事業所です。				

5 市町村地域生活支援事業に関する事項（主な事業）

事業名	単位	24年度	25年度	26年度	備考
(1) 相談支援事業					
① 障がい者相談支援事業					
基幹相談支援センターの設置	か所	4	4	4	実施市町村数
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	4	4	4	実施市町村数
③ 住宅入居等支援事業	か所	0	0	0	実施市町村数
(2) 成年後見制度利用支援事業	人	3	3	4	実利用人員
(3) コミュニケーション支援事業					
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	4	4	4	実利用人員
② 手話通訳者設置事業	人	0	0	0	実設置見込者数
(4) 日常生活用具給付等事業					
① 介護・訓練支援用具	件	9	10	11	給付見込み件数
② 自立生活支援用具	件	12	13	14	給付見込み件数
③ 在宅療養等支援用具	件	8	9	10	給付見込み件数
④ 情報・意思疎通支援用具	件	7	8	9	給付見込み件数
⑤ 排泄管理支援用具	件	1,180	1,290	1,390	給付見込み件数
⑥ 在宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	6	7	8	給付見込み件数
(5) 移動支援事業	人	25	27	30	実利用人員
	時間	1,972	2,116	2,296	延べ利用時間
(6) 地域活動支援センター					
自市町村利用分	か所	6	6	6	設置箇所数
	人	76	79	82	実利用人員
他市町村利用分	か所	3	3	3	設置箇所数
	人	3	3	3	実利用人員
(7) 障がい児等療育支援事業(中核市のみ)	か所				設置箇所数



